

厚岸町議会 平成28年度各会計決算審査特別委員会会議録

平成29年10月17日

午前10時45分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから、平成28年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

- 委員長（大野委員） これより審議に入ります。

進め方は、款・項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

それでは款・項ごとに進めてまいります。

先の第3回定例会において、本委員会に付託されました決算認定9件のうち、初めに「認定第1号 平成28年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

各会計歳入歳出決算書の13ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から進めてまいります。なお、項によっては、ページ数が複数に及びますので、質疑の際は、ページと事業名を特定のうえ、行ってください。

それでは進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税。

8 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款・1 項・1 目 町民税、個人でお尋ねをさせていただきます。決算資料いただいておりますが、決算資料の9ページ、こちらでお尋ねをさせていただきます。

まず個人、現年度、平成28年度が98.9、対前年が98.6なので0.3パーセントのアップになっております、収納率がですね。まあ、収納率がアップになったのか調定額がアップになったのか、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

一方、滞納なんですけれども、この表でいくと21.4、対前年が1.7パーセントのダウンとなっているんですね、23.1からですから1.7パーセント27年度より下がってきているんですね。この要因について、それぞれ説明をしていただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） 個人のほうの徴収率の件でございますけども、まず初めに、この徴収率、8 番委員が仰ったとおり、今年度については昨年度と比べて0.3ポイント

増ということで、この増につきましては、町民税の個人のいわゆる所得全体が上がっておりますので、その部分で調定額も実際上がっております。それに加えて収納のほうも同じように順調に納めていただいたということもあって、そういった状況になっているということでございます。

ただ一方で、滞納繰越分でございますけれども、これは委員が仰ったとおり減にはなっておりますけれども、实际的にこの分につきましては、繰越された額に対して、その繰越しの対象となった納税義務者の方の状況ですとか、そういったことが毎年毎年変わっておりますので、昨年はある程度納税のほうに誠意を示していただいたということもありますけれども、昨年28年度については、その同じ方がたまたまその納期までに、お約束の時までに納めていただけなかった部分がちょっとあったということがあって、最終的には減ということになってございますけれども、個人ではそういった状況がございますけれども、最終的な流れでいきますと、町税全体のほうではそういったことも踏まえて、全体的には収納率は向上してきているという様な状況になってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 現年度分については収納率も上がってきている。本当に身ぐるみ剥がして徴収する、こういうことはあってはならないわけですが、税の公平性という意味では、経済情勢色んな方があると思うんですけど、上がってきている。担当課の努力に敬意を表するものでございます。

一方ですね、滞納、なかなか固定化してきているものもある、そして、滞納されている方もまた新たに発生する、そうすると、収納というものは非常に厳しくなってくると、私も理解できます。滞納されている方、これからは担当課としては訪問徴収もされておられますが、身ぐるみ剥がして徴収するのではなくて、やはりそれぞれの事情に合わせて、根気よく徴収業務に励んでいただきたいと思います。如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 1回目の質問の時にお答えすれば良かったのですが、不足していた部分がありましたので申し訳ございませんでした。

基本的にこの滞納者の方への対応につきましては、実際的には税を滞納されている方にあっては、現年の課税がございますので、私どもとすれば先ず現年については、先ず納めていただくということを基本として、それを納めていただいた後に、その余裕と云えば言葉的にはおかしいですが、そういったことが解消されてきた時に、初めて滞納繰越しのほうの解消をさせていただくといった手法をとっていますので、そこは納税義務者との相談の上で、先ほど委員が仰ったとおり、生活に支障を与えない様に、それは相談をさせていただきながら、個々の部分で対応させていただいているということです。決して我々が身ぐるみを剥ぐ様な、そういったことをやっているのではなくて、相互理解した上で対応させていただいているといった状況になってございます。

(「いいです。」の声あり)

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 進みます。

2 項 固定資産税。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 項 軽自動車税。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 項 たばこ税。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 項 特別土地保有税。

(なし)

●委員長（大野委員） 6 項 都市計画税。ございませんか。

5 番 竹田委員。

●竹田委員 都市計画税なんですけれども、都市計画について、都市計画を厚岸町は今後どの様にするのかということがありましたけれども、都市計画の道のほうに審議委員会を設けてですね作ったんですけれども、その後にですね、都市計画審議委員会のほうには何も連絡も、その結果報告も何もないのですけれども、その辺についてはどうなっていたんでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 都市計画審議会の関係でございますが、28年度については、厚岸町の用途地域の見直しを中心にですね、都市計画審議会を4回開催したところでございます。

今、私どもとしては、その厚岸町都市計画審議会の意見を北海道と調整をしている最中でございまして、その経過、北海道からの回答、それを持ってまた都市計画審議会を開催し、その辺の説明を進めていきたいという状況でございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 時期的にはどの位の時期になるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 具体的な時期ということなんですけれども、今ちょうど北海道のほうとの調整を取っているところでございまして、現段階ではその時期を明確にすることは出来ないということで、なんとかご理解お願いをします。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2 款 地方譲与税、1 項 地方揮発油譲与税。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 項 自動車重量譲与税。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款・1 項 利子割交付金。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款・1 項 配当割交付金。

（なし）

●委員長（大野委員） 5 款・1 項 株式等譲渡所得割交付金。

（なし）

●委員長（大野委員） 6 款・1 項 地方消費税交付金。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 7 款・1 項 ゴルフ場利用税交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 8 款・1 項 自動車取得税交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 9 款・1 項 国有提供施設等 所在市町村交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 10 款・1 項 地方特例交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 11 款・1 項 地方交付税。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 12 款・1 項 交通安全対策特別交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 13 款 分担金及び負担金、2 項 負担金。

(なし)

●委員長（大野委員） 14 款 使用料及び手数料、1 項 使用料。

(なし)

●委員長（大野委員） 2 項 手数料。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 項 証紙収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 15款 国庫支出金、1項 国庫負担金。

(なし)

●委員長（大野委員） 2項 国庫補助金。

(なし)

●委員長（大野委員） 3項 委託金。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 16款 道支出金、1項 道負担金。

(なし)

●委員長（大野委員） 2項 道補助金。

(なし)

●委員長（大野委員） 3項 委託金。

(なし)

●委員長（大野委員） 17款 財産収入、1項 財産運用収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 2項 財産売払収入。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 18款・1項 寄附金。

(なし)

●委員長（大野委員） 19款 繰入金、1項 基金繰入金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 20款・1項 繰越金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 21款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料。

(なし)

- 委員長（大野委員） 2項 預金利子。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3項 貸付金元利入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4項 受託事業収入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6項 雑入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 22款・1項 町債。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、51ページ、歳出に入ります。

1款・1項 議会費。

(なし)

- 委員長（大野委員） 2款 総務費、1項 総務管理費。

12番 佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 59ページ、3目 職員厚生費のところでお伺いをいたします。

この中の委託料のところに、確かストレスチェックの委託料が28年度予算で含まれていたと思うんですけども、ストレスチェック、まず対象となる職員が全員受けられたのかどうかについてお伺いいたします。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 平成28年におきましては、10月にストレスチェックをさせていただきました。平成28年10月現在の労働者数は370人でございます。検査を受けた方は、そのうち345人となっているところでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それでですね、何人か受けられていない方もいるということですけども、ここの診断でですね、医師と更に面談が必要だという様な、まあ個人情報ですからあまり詳しくは言えないのしょうけども、面談が必要だという結果、その面談が必要と言われた方は面談を受けられたのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） そういう高ストレスと言うんでしょうか、注意されたほうが良いという方のうち1名、私どもの産業医の診断を受けたところでございます。

●委員長（大野委員） 佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 その2回目の医師との面談も含めて委託料というのは、それも含めての金額ということで良いんでしょうか、別にかかってくるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 別にかかってくるということで、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 別にかかってくるということは、ここに計上されていないということですけども、それは個人で負担するということですか、それとも別な項目でそれが入ってくるということなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。
総務課長。

- 総務課長（松見課長） 大変申し訳ございません。支出にあたってはこの13節 委託料の中に入るわけでございますけれども、請求自体が別に来る。ストレスチェックはストレスチェックの請求、その後は診断の請求ということで、別々になるということでご理解いただきたいと思います。

（「はい、わかりました。」の声あり）

- 委員長（大野委員） 他ございませんか。
8番 南谷委員。

- 南谷委員 2款・1項・1目、ここよろしいですか。

57ページ、この中段にふるさと支援推進、これにつきまして、58ページのほうにふるさと支援推進1億982万9,292円と、下のほうにふるさと納税基金6,300万が計上されております。この2点について、お尋ねをさせていただきます。

歳入38ページに寄附金、ふるさと納税が1億9,085万8,112円、平成28年度これだけあったと歳入で受けております。1億9,000万、ふるさと納税があったよと、厚岸町に。この数字からふるさと支援推進ですから返礼品含めて、委託料も含めて1億900万、そしてふるさと納税基金に6,300万、この合計を差し引きますと、1,802万2,820円が合いません。ということは、1億900万入りましたよ、6,300万基金に積みました、合わないんですよね、私の計算でわ。その差額はどの様な経理をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 58ページのふるさと支援推進、それから、ふるさと納税基金、委員がご質問された内容のとおり、この二つが歳入で受けた1億9,085万8,112円の支出に係る分であります。それを差し引きますと1億8,002万2,820円につきましては、平成29年度へ繰越す内容となっております。

その内容でございますけれども、この寄付を受けましたときに返礼品として、寄付者に贈呈をさせていただくものの支出については、翌年度の夏であるとか秋であるとか、高額の納税者には1回きりの返戻ではなく、年に数回、季節毎に牡蠣を届けるとか、カニを届けるとか、その様に28年度中に処理出来なかったものがございます。これらを留

保するために、留保じゃない、差引余ったのが1,802万2,820円とご理解いただきたいと思います。で、その内に、ただ今申し上げた季節的の返礼品として私どもが試算しているのは、送料込みでありますけれども1,041万2,420円、これは現在の郵送料で計算しました試算の金額であります。今後、これら郵送料は若干変動する可能性がありますけれども、現在それを差し引きますと761万6,400円程が、次期議会を目安にしておりますけれども、12月議会辺りに、残余金、つまり基金積立分として補正計上を考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、返礼品が年度を跨いでしまったと、発送出来なかったということで、1,800万円ほどを繰越すよと。そうすると、ちょっと理解しにくかったんですけども、繰越金にするということは、本決算上では1,800万という数字はどこにも出てこないんですね。この1,800万は繰越金、29年度に総体の中に入っていると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 委員の仰るとおりの内容でよろしいかと思いますが、いわゆる28年度の歳入全体から歳出を差し引いた額、それから繰越明許費等を計算しまして、実質収支額が305ページに「5 実質収支額」4億5,260万6,680円、この中に含まれているということで、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 経理的には分かりました。そこでお尋ねをさせていただくんですけれども、返礼品の管理でございます。

今朝、ちょうどテレビを見ておりました。確か遠別だったかな、返礼品、特産品のアスパラを贈ることになった。そうしたら、3分の1くらいしか生産が出来なかったそうなんです。結局、地元のカレイを贈ったそうなんです。返礼品がなくなってしまった、足りなくなってしまう。そうしますと、厚岸町も今年のサンマとっている方もいると思うんですよ。今年のサンマは贈れるのかどうか非常に疑念に思いました。これらの対応についてですね、どの様な対応をされていくのか、こういう問題が出てくるのかなと、厚岸町も。あまりに不親切な対応をすると、委託業者に全て任せていると思うんです、こういう問題が惹起してくるのかなと、この辺の対応も大変だろうし、今説明を受けた経理上も次年度に跨いでくる、単品でいっぺんに贈れば良いけど、委託業者に返礼品についての経理もお任せしているんですけれども、非常にその経理的な管理、物の管理を含めてですね、担当課としては最善の注意を要するのではないかと、斯様に思うので、この辺の対応についてどの様に考えているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 返礼品に関わる各業者の方々とは、いわゆる常日頃、あるいは業者が登録される時点においてですね、そのことを十分に予測しながら検定をされていたということでございます。その運用にあたりましては、不漁であるだとか、思うように供給が出来ないことが予想される場合は、予めそれを予測しながら、注意をし、在庫管理をしていただくということでありまして、万が一その様なことがありましたら、いわゆる申込み窓口、インターネットとか、そういったところに遅滞なく返礼品の取り止めだとか、変更だとか、その様な周知をして、寄付の方々に、ご不便や苦情等が発生しない様な対応を常日頃努力しているところでございます。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

22款・1項 町債。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 徴税費。

（なし）

●委員長（大野委員） 3項 戸籍住民登録費。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 徴税費。

（なし）

●委員長（大野委員） 4項 選挙費。

（なし）

●委員長（大野委員） 5項 統計調査費。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6 項 監査委員費。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 89ページ、3 款 民生費・1 項 社会福祉費、121ページまでです。
4 番 石澤委員。

- 石澤委員 社会福祉費ですよ。福祉灯油のことで、91ページ、福祉灯油のことなんです、この対象になった方の人数と、不用額が21万480円となっていますが、この理由とか分かりましたらお願いします。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 平成28年度の福祉灯油の人数でございますけれども、申請世帯が494世帯、そして対象になった世帯が474件ということで、236万520円の支出となっております。その20件につきましては、該当しなかったということになりますので、その分と、それから若干3月の段階で見込みの部分では、若干見込みの分を少し多く見込んでいる状況がありましたので、21万480円の不用額ということになっております。

- 委員長（大野委員） 4 番、石澤委員。

- 石澤委員 今年の灯油のことも、今年は灯油が高くなるという話が出てましたので、そういう場合も、今言われた474件の対象はそれほど変わらないで支給になるんでしょうか。それと灯油自体が高くなるということで、増額ということが出てくるんでしょうか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 今現在、灯油、この福祉灯油の対象者、対象になる方については、基本的には昨年と同様の条件でということ考えております。それから、金額につきましては12月1日現在の単価、12月の単価で決めさせていただいて、その分を助成するというので、昨年と同様の考え方でいく予定でおります。

- 委員長（大野委員） 4 番、石澤委員。

- 石澤委員 灯油が上がった時の単価でやると、量はそんなに関係なかったですか。単価で量でしたか、量は前後するといったことはありましたっけ。ちょっと記憶がないものですから、もし100リッターが高かったら、単価が上がったらリッター量が減るのではなくて、100リッターなら100リッターの助成ということだったかと、厚岸の場合、それ

はどうでしたか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 数量につきましては60リッターということで、平成27年そして平成28年も60リッター分を助成させていただいております。以前には高騰したということ、その際に道の補助金の上乗せがあったという状況の中で、若干75リッターという時もありましたけれども、今は60リッターということで予算を計上させていただいております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 建物も年数がいきますと寒さも応えてくると思いますので、その辺の配慮がもう少し欲しいなと思います。

それと済みません、ここでないと質問できないと思うのですが、高齢者バス券の助成なんです、対象の人数は何人になるのかな。

●委員長（大野委員） 何ページですか、ページを教えてください。

●石澤委員 108ページです。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者バス券でございますけれども、平成28年度の実績につきましては、70歳以上の方を対象にこの助成券で助成をしております、この中で申請をされた方は1,340件でございます。その1,340件の申請をされた方について、お一人4,000円分の助成をしておりますので、給付券の額で言いますと536万円分を給付しております。ただ、実際に使用された方につきましては、人数は分かりません、金額でしか分からないかたちになりますけれども315万5,700円。支出につきましてはこれに消費税がかかりますので340万8,156円、これが支出金額になってきますけれども、使用した金額は315万5,700円ということで、交付をした券の58.8パーセントの使用率という状況になっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今回、デマンドバスの試行運転をしてますけれども、そのことで今まで病院バスでかからなかったものが、遠くであれば500円もかかるんだということで、高齢者の方から、今までかからなかったのに俺らこれからは取られるんだね、という声が聞こえてるんです。で、これ4,000円という上限になってますけれども、今のデマンドバスの試行運転のことで、この券の発行が増えたということはありませんか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） バス券につきましては、このデマンドに係る分についても使えるかたちで対応をしております。で、この使うということで9月にですね、かなり地域で説明会をやってPRをしたという中で、当初申請をされなかった方が申請をされた件数は何件かございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 この4,000円というのは一人1年間分と計算すると思うのですが、これからデマンドバスが運行となった場合に、近い方は200円ですけど、遠くの方であれば1回500円となると思うんですよね。そうするとデマンドバスの、この券を、高齢者に対するバス券の助成を増やすことも考えなければならないと思うのですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この助成券をデマンドで使えるというかたちにさせていただいて、この10月・11月の試験に入っております。で、この試験の結果を受けてデマンドバスの検討をすることになりますので、その中でこのバス券についても、それらを踏まえて検討に入ることになりますので、今の段階でどうするかということは、今後の状況を見てということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「いいです。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

12番 佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 103ページ、地域訪問支援の需用費のところなんですけど、ここの燃料費、予算では8万7,000円付いていました。決算で1万3,887円ですか、この燃料費は訪問の時の燃料費と捉えているのですが、この燃料費の不用額が出ている理由について、お伺いをしたいのですが。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申し訳ありません。この燃料費につきましては、地域活動支援センター、元の旧奔渡保育所の2階で地域活動支援センターを運営していただいておりますけれども、そこに貸与している車の燃料費、そこに通われる方の送迎用の車の燃料費ということでございます。利用者の数が減って、送迎が減った分ということになります。

●委員長（大野委員） 11番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 大事な地域活動支援センターだと思うんですよね。利用者が減っているというのは何らかの理由があるんじゃないかなと思うんですけれども、減っている理由として、利用者さんを増やすという努力と言うんでしょうか、それについてはどの様にされているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 利用者を増やす、当初通っていた方達の中ではそこに通っていて、その後、就労関係の事業所に移られる方ですとかという形になってきますので、その分で減ってくるということになります。そこで、新しい方ということになりますけれども、それについては私どもの窓口業務の中で、もう当然、そういう事業所の紹介などは、その都度しております。

それから、その事業所においても、そういった方達の開拓という様な部分ではやっておりますけれども、なかなかですね、そういう所に通われる方ということ、事業所のほうでも新たな部分ではなかなか難しかったことは聞いております。そう中で、窓口業務の中で対応しておりますけれども、これはなかなか、話をしてすぐ繋がるという様なことも難しい取り組みになりますので、地道にやっていくことになるかなと考えております。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他この項でございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2 項 児童福祉費、135ページまでです。

4 番 石澤委員。

●石澤委員 123ページ、この中で子育て支援対策というのがあるんですが、不用額150万9,602円となっているんですけども、これ内容を知りたいのですが。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子育て支援対策の部分での補助金の不用額150万9,602円ということでございますけれども、これにつきましては、保育所それから幼稚園等の保育料の助成事業の補助金でございます。これにつきましては、平成28年は第2子からの子どもの保育料あるいは幼稚園の保育料に対して、その納期までに支払が納められた方に対して、2割の助成をするという内容のものでございますけれども、3月の時点で、3月25日が3月分の納期になります。その納期までに保育料を納められた方が申請をして、申請をするにあたっては、その領収書を添付して申請をして、そこで2割を助成することになりますので、予算額につきましては、ある程度は満度の方が申請されることを想定して持っております。ただ、実際に納期までに納めていなくて申請が出来ないということになりますと、助成をすることが出来ませんので、その分が今回150万不用額ということで残っている部分でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 納期までに、あの、これ助成ですよね保育所等の。納められなかった人に対しては助成が出来ないということ。納めることが前提とは言いますけれども、納められないから助成するのではないかと思います、本当に困っている人に厳しい助成金の様な気がするのですが、それはどうなっているんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的に保育料につきましては、収入に応じて保育料の設定がされております。この助成金につきましては、やはり公金で補助をするという部分では、そういう義務、納付の義務というものも当然ございますので、そういったものをきちんと支払をしていただいている方に助成をするということで、この制度を作らせていただいておりますので、そこにつきましては、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 助成金が出たから第2子以降良かったね、という話をしたんですけども、これなら目の前にぶら下げられて、ああ駄目ですよと言われた感じがして仕方がないですよ。これ、本当の保育料の助成であるならば、本来は全部納めるのではなくて、納められないから助成が必要だと思うんですよ。そういう工夫も必要だと思うんですが、これでは助成金の意味はないのではないのかなと。納められれば納めるんです、納めら

れないから必要なのではないですか、第2子以降というのは。その辺が何とも納得いかないのですが。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほども申し上げましたけれども、基本的に保育料につきましては収入に応じて、その保育料の設定をさせていただいておりますので、そこにつきましては、その決められた保育料の基準でお願いをしたいということでございます。

それで、この保育料の助成につきましては、きちんと支払をされている方には助成をさせていただくというかたちになります。やはり公金を使うという部分では、そういうかたちのなかで助成ということになりますので、そういう条件で助成事業を設定させていただいておりますことを、ご理解いただきたいと思います。

（「いいです。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他この項ございますか。

6番 室崎委員。

●室崎委員 121ページ、初っぱなです。子ども子育て会議、8万円という事業金額が付いてですね、全額不用額になっているんですね。まず、この子ども子育て会議ってどんなものだったのか、何を目的として何をしようとしていたのか、その辺りから説明してください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子ども子育て会議ですけれども、子ども子育て支援法の第77条第1項の規定に基づきまして、この会議を設置させていただいております。厚岸町子ども子育て会議条例ということで、条例に設置をしている会議でございます。

子ども子育て支援法が制定されるにあたって、子育て支援法の規定に基づきまして「厚岸町子ども子育て支援事業計画」というのを、平成26年度に策定をさせていただいております。現在27年から31年までの期間で計画を推進させていただいております。そういう計画策定にあたってのもの、それから、その中では保育所あるいは幼稚園などの定員の管理、民間の保育所の部分、当町にはございませんけれども、民間の幼稚園の部分に給付金という給付の制度に変更になっております。そういう中で定員管理をきちんと、定員に応じて単価の設定というかたちになるものですから、そういうことの協議をこの中ですることになります。そういう会議でございます。

ただ、今回につきましては、2回予定しておりましたけれども、1回分は3月の補正で落とさせていただいております。1回分を残しておりました。これは3月の時点で定員の協議をする可能性がございまして、1回分を見込んでいたんですけれども、実際にはその協議の必要がなくなったことから、平成28年度分については、この分の8万円

が残っているという様な状況になっております。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 全く開かれなかったのではなくて、2 回のうち 1 回はやったんだけど、それは 3 月補正で落としてしまっているから、決算に出てこないんだと、今そういうふうに聞こえたんですけれども。

それから、この条例会議であるところの子ども子育て会議というのは、要するに定員に問題が出たときにその協議をする、という以外には権限はないんだというふうに聞こえたんですが、それでよろしいですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 予算で 2 回分の経費についてみておりまして、3 月の時点で 1 回分の可能性があるのもう 1 回分については不用だということで 1 回分を落として、1 回分だけ残したんですけれども、この 1 回分も実際には会議の開催がなかったという内容でございます。

それから、内容については申し訳ございません、定員管理だけの協議のものではありません。子ども子育て支援関係、計画の推進というものもその中で整理をしていく必要がございますので、その計画に係る部分の進捗状況ですとか、そういったものも本来きちんとその中で協議をしていく必要があります。ただ、平成 28 年については開催が出来なかったという内容でございます。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 今の話を聞いていると、2 回必要だろうということで、8 万の 8 万、16 万ですかね、予算措置はしておいた。しかし、ほぼ 1 年の間、開かれないことがはっきりしたので、3 月補正ではあと 1 回はあるかもしれないということで、半分だけは不用額で落とした。で、今回決算でまた不用額である。要するに、2 回分付けたんだけど一度もやりませんでしたと。で、その内容はというと、子ども子育て支援法に従って計画づくりだとか、相当包括的な権限を持った会議だと思うんですよ。それが一度も開かれない。はい、全部不用額でございます。これ、子ども子育て支援法やそれに基づく条例も作られているんだと思うんですが、これ 28 年度に関してその理念どおりに行政が行われているんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実は、その進捗状況ですとかそういったものにつきましては、きちんとその会議に報告をしながら、次のものに繋げていくという様な作業も必要になります。そういう部分では、28 年度についてはきちんとした対応が出来なかったと

ということで、申し訳なく思っております。今年度についても、まだ実施をしておりますので、それについては今準備を進めているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今日の決算委員会は28年度に関するものですから、4月以降に関しては、この案件に入っておりませんですけども、委員長ちょっとお許しいただきたい。

今の状態ではですね、また今年も「はい不用額でございます」って来年の決算の時に出てくる様な恐れを感じさせるような内容なんですね。その様なことがないように「まあ、ないようにいたします」「そうしてください」という言葉のやりとりでは受け払いだけで終わってしまいますけれども、そうではなく、きちんと子ども子育て支援法に基づいた理念を実施する、ということは特にお願いしておきたい。

それで、こういう協議会だ、審議会だと色々あるんですけども、そこで進捗状況云々というのはですね、いわゆる何とかスパイラルで、この1年、あるいは前の年からでも良いんですけども、やってきたものをきちんと検証して、これからのものを積上げていくという意味で非常に大事なんですよ。それがないと、要するに紙の上では何だか協議会というのは沢山出来て、町民の声を聞いてますと言うんだけど、所詮紙の上だけの話に終わってしまって、また、見ているほうは「ああ、あれは役場のやっていることだから」ということになりかねない。そういう恐れを持っていますのでね、この点は指摘しておきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その、会議の在り方については、仰られるとおりだと考えております。今年度につきましては、今現在開催をすべく準備を進めておりますので、そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

（「いいです。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

135ページ、4款 衛生費、1項 保健衛生費、149ページまで。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 環境政策費、159ページまで。

4番 石澤委員。

●石澤委員 159ページ、し尿処理費、汚水処理施設のところなんです、不用額が101万419円となっているんですが、この理由を教えてください。需用費のところ。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 需用費の不用額101万4,419円の内容でございます。消耗品費、これは薬剤等の予算につきまして、当初予算の中では9万5,000円を措置させていただきました。実質1万8,800円ということで、7万6,200円の不用額となったものでございます。また、大きくは光熱水費、この中で電気料を当初2カ月間の試験運転期間、2月1日から3月31日までの2カ月間の予算としまして、40万8,700円掛る2ヶ月ということで、94万7,000円の予算を措置をさせていただいております。

何しろ初めての施設でございますので、冬期間含めた中での電気暖房等の状況等を含めた中で、その位の想定がされるという試算をさせていただいたこと、更には水道料金については1万6,000円ということで、合わせて96万3,000円の水道光熱費を措置させていただいたところですが、この下水道処理施設、ミックス施設ですね、これの稼働にあたりまして、当初設備の試験運転調整等については、2月2日から既に実施が出来ると考えていたところでございますけれども、その調整に時間を要したため、それに係ります先ほど申し上げました様な光熱水費、電気代それと燃料代につきまして、業者との協議の中で負担をすることで合意をした状況がありまして、この中で大きくは電気代が87万8,000円程度でございますけれども不用額となった内容でございます。あくまでも、これは試運転の状況の中で当初予定していた部分が設備調整の状況でもって、やはり時間等がかかった中で、その分の町のほうの負担が減ったというような内容でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 工事が遅れたので、稼働しなかったのも、その分が減ったということなんですか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） ミックス施設の関係なので、水道課のほうから下水道施設の関連でお答えさせていただきますが、今、環境政策課長が述べましたとおり、ミックス施設、建設をしながら試運転をして、しかも維持管理する人間が運転にスムーズに入っていける様に、研修も兼ねて試運転をすることで当初から進めておりました。そのための費用として、2月・3月分の電気代やら燃料費やら色々計上しておりましたが、実際、やはり初めての施設であって、建設した設備業者のほうで、やはりスムーズにはいかないということで、工事が完成しないわけではないんですけれども、色んな調整に手間取って、その間の費用については工事事業者のほうで負担するという合意が出来たもので

すから、その分町が見込んでいた費用が抑制された、その結果だというふうに、簡単に言うとそういう様な内容になります。

(「いいです。」の声あり)

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

3 番、堀委員。

●堀委員 157ページ、ごみ収集・ごみ処理場運転のごみ収集で聞きたいんですけども、生ゴミの分別収集が始まって、当初は市街地や住宅密集地がある集落ということで、全町一斉ではなく部分的に行われ始めたと思うんですが、それからもう何年間か経っているんですけども、今現在もその収集範囲というのが変わらないんでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在もですね、平成24年4月から市街地部分については進めさせていただいてますけれども、現在のところ山間部の地域・地区についてはそのままの状況でございます。今後について、運搬状況等もありますので、今後の中で検討はしていかなければならない事項かと認識してはおります。

●委員長（大野委員） 3 番、堀委員。

●堀委員 24年からということで、既に5年経つわけですよ。当初は収集とか初めてですから、どの位の手間がかかってというものが手探りの中でやられたんで、そういう中で部分的に人口密集地からやっていったというのは分かるんですけども、もう5年も経つんですから、これはやはりちゃんと全町的にですね、広げていかなければならないものだと思うんですよ。それとも、山間部やそういう所については、今後もやらないというふうに思っている訳ではないということも、先ほどの答弁でも分かるので、やはりこれはきちんと全町収集に向けて、しっかり取り組むべきだと思うのですが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ごみ処理計画等の見直し等もございますので、それに合わせた中で、今後の収集体制含めて、検討していかなければならない事項だと認識しておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

●委員長（大野委員） 3 番、堀委員。

●堀委員 ごみ処理収集計画の見直しということ言われていましたけれど、これは何年

にやる予定で、何時からの効力発揮をするものなのでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在、この計画につきましては31年度までの計画でございますので、それに合わせた中で十分な検討を進めていきたいというふうに考えております。

（「はい、いいです。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他この項でございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、昼食のため休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前13時00分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

159ページ、5款 農林水産業費から進めます。

5款 農林水産業費、1項 農業費、ございませんか。179ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 林業費。

4番 石澤委員。

●石澤委員 すいません、どこで聞いたらいいか分かんなくて、野良犬とかとあったんですけど、179ページ有害鳥獣で、犬猫を農家の軒先になげてくということが結構あるんですけど、そういう様なことに対する対処と言うか、モラルに対する。

●委員長（大野委員） 環境政策に関する質問ですよ。環境政策関係は終わっているんですが、農業被害のことでのお尋ねだとしたら先ほどになります。

●石澤委員 ここでいいですか。

●委員長（大野委員） ここでは林業のことです。

〔「この項にある「有害鳥獣駆除奨励」に関してと
いうことですね。」の声あり〕

●石澤委員　そうです、良いですか。ここくらいでしか言えないと思うのですが、どうでしょう。

●委員長（大野委員）　犬猫ですよ、ちょっと、どうするかな、179ページに該当するんでしたら質問を許します。

●石澤委員　可能でしょうか、どうでしょう。

●委員長（大野委員）　犬猫、有害鳥獣ですから、犬なら該当すると言えますから、認めます。質問を続行してください。

●石澤委員　はい、ありがとうございます。すいません、どこで質問すれば良いか分からなかったものですから。

結局、自分達で多分処分に困って、可哀想でということもあるんでしょう、その子猫とか子犬とかを農家の軒先に、餌を付けた状態で箱に入れて置いていくということが結構頻繁にあるんですよ。犬の場合は農家のほうで飼うということも出来ないし、野良になっていくということもあるんですけど、そういうことに対する、何というか、モラルの啓発なのか、それに対する何か町のほうで対処することは出来ないものでしょうか。

●委員長（大野委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長）　ご質問の科目から言いますと、駆除の部分でございますので、なかなかその保護の部分の中でのお話ということになりますけれども、我々も町民の方々から、やはり自宅周辺でその様なかたちで、猫に餌をやって飼っている様な状況になっているといった事例もあり、周辺の住民の皆様からの苦情等もありながら、直接住民の方との折衝しながらですね、色々とその対処方法について協議をさせていただいたりもしております。

また、犬についても同様ですけれども、やはりそういったかたちで餌付けしているところもありますし、やはり不法にというわけじゃないけれども、どちらかに捨てていってしまっ、町のほうで保護して、保健所に引き渡した中で飼い主を探していただくとか、そういった措置もっております。個別の事案がそれぞれ違うと思いますので、色々と状況をご相談いただきましたら、現場状況も確認しながら、町で対処出来るものについては検討をしていきたいと思っておりますし、やはりモラルの問題でございます、機会ある毎に保健所等からも、猫に対するもの、犬に対するもののそういうパンフレット等もありますので、そういったものを配付するなり、広報で取り上げていただくとかした中

で、適切な動物の保護をしていただくようなPRをしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員長） 他、この2項でございますか。

（なし）

●委員長（大野委員長） なければ進みます。

3 項 水産業費、201ページまでです。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員長） 進みます。

6 款・1 項 商工費、215ページまでです。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員長） 7 款 土木費、1 項 土木管理費。

（なし）

●委員長（大野委員長） 2 項 道路橋梁費、229ページまでです。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員長） 3 項 河川費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員長） なければ進みます。

4 項 都市計画費。

（なし）

●委員長（大野委員長） 5 項 公園費。

（なし）

●委員長（大野委員長） 6 項 住宅費、243ページまでです。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員長） 8 款・1 項 消防費。
3 番 堀委員。

●堀委員 245ページの災害対策費のところで、災害対策についてお聞きしたいんですけども、暴風害の時、古い家などの屋根が飛びそうな時、行政側で一時的に屋根が飛ばない様な処置をされていることがあると思うんですけども、これは厚岸消防署、釧路東部消防組合の厚岸消防署のほうでやっている事例が見られるわけなんですけれども、そういう業務をやる主体というものはどちらにあるのかという、その確認をしたかったんですけども、厚岸町側にあるのか、消防署側にあるのか、これについてお聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） そういった防災上重要な業務でありますけれども、厚岸町地域防災計画の中ではですね、消防関係の役割分担がありまして、これは釧路東部消防組合厚岸消防署厚岸消防団という位置付けですけれども、この災害時における人命救助はそうですけれども、財産保護、そういった消防及び水防業務を行うことという幅広い中でですね、町としては消防機関の業務と、そのような位置付けで対応させていただいてると、そのようにご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 3 番、堀委員。

●堀委員 今、総務課長ほうから厚岸消防団と言っていました。消防団は本来、行政側のほうに属する非常備消防でありますし、厚岸消防というのは別な組織として、当然、常備消防というような組織というふうにもなるんですけれども、いったいどちらになるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 失礼いたしました。ご質問者の趣旨に対しする回答としては、厚岸消防署と言うべきところでございました。大変失礼いたしました。

●委員長（大野委員） 3 番、堀委員。

●堀委員 それはつまり、私は釧路東部消防組合の厚岸町から出ている議会選出議員でもあるんで話を聞くことがあるんですが、そういう屋根材を押さえる木材関係ですね、そ

ういう物は厚岸町のほうから拋出していただいているというふうになっております。ということでは、本来は厚岸町の業務ではないのですかと思うんですけども。

先ほど、地域防災計画の中ではそのように振り分けている、という様に言ってるんですけども、厚岸消防署自体は厚岸町の下請けか何かなんでしょうか。その様に決めて、非常備消防の消防団であればそれはある程度分るんですよ。例えば土嚢積みを消防団にお願いするとか、あまり危険でない中で防災をする業務に消防団に出ていただいてやるというのは分かるんですけども、常備消防というのは、当然、災害だけではなく火災や何かに常に備えておかなければならない、そういう常備消防のほうを動かす権限というものが、どこまで厚岸町側のほうにあるのかというふうに私は思うんですけども、この辺についてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 災害に対する自衛、自己防衛と言うのでしょうか、そういうのは当然、町民、国民にあると思いますけれども、地方公共団体、いわゆる厚岸町としてですね、災害があった時にどう財産を守るかについては、本来、厚岸町の業務であると考えております。

ただし、この厚岸町がとるべき防災対策としてですね、厚岸町防災会議を設置しております、その中に釧路東部消防組合厚岸消防署などが入っております。そういった構成機関及び公共団体、あるいは他の重要な管理者等が処理すべきものとして、防災関係機関等の処理すべき事務、または業務の大綱という中で、いわゆる具体的な作業、行動については、その中で今のご質問の件については、消防のほうで業務に就いていただくという、その様な整理というふうに捉えております。

具体的には、町民などから屋根が飛びそうで人に危害を与える危険があるというのは、町または消防それぞれに入っております。それは実質的に町の場合は、強風時は、これは消防署もそうでもありますけれども、強風時に屋根に上^{のぼって}て作業をするというのは大変危険でありますから、出来ても応急措置、通常時でも応急処置に留まるわけですけども、そういった資材は、町のほうで必要なものを供給をさせていただくということでもありますけれども、町のほうに電話が入った場合は、消防のほうに連絡をして、消防のほうで行けるかどうかを確認をした上で、消防の非常時がない限り消防のほうにご依頼をし、ただし、先ほど言った強風時、そういった時については危険ですので、一段落してからといった行動になりますけれども、今度は、消防が直接町民から周知、あるいは危険を察知した場合には、消防が自ら行動を判断していただくと、その様なかたち。それは双方こういった台風あるいは暴風時には、お互いにこういう相談、苦情等があったという連絡を取り合った中でですね、全体的な防災体制の向上に結び付けていくと、こういった連携の中でこの業務については、地方公共団体の責任ではあるが、業務については役割分担と言うのでしょうか、消防機関に担当をお願いをしていると、そういった業務の大綱というものが防災会議の中で決定され、地域防災計画の中に位置付けられていると、こういった内容をご説明させていただいたところであります。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 だいたい分かったんですけど、ただ、前段のほうで消防のほうにお願いをする、依頼ですよ、といった時に、資材関係は町のほうから出していると言っていましたけれども、人件費関係や資材の消耗費関係ですね、そういうもの、また、どんな作業においても危険というものが伴いますから、そういった時の危険に対しての保険関係、そういうものはどの様に取り決められているのでしょうか。厚岸町から依頼するのですから当然何らかの依頼料、委託料、そういうものが当然あっても良いのかなと、角材や木材等は厚岸町からもいっているわけで、そういった中では、費用負担は厚岸町がするという考え方に当然なっていると思うんですよ。それなのに人員関係、保険関係というもの、また消耗品関係に対しての支給、そういうものがないというのは、いったいどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ご質問者をご心配していただける内容については、消防職員も理解した上で行動していただいているところでございますけれども、地方公共団体は、その活動に要する経費、いわゆる資機材は全て負担をさせていただいて、厚岸町の場合は負担をさせていただいております。ただし、人件費については、消防行政の中での本務としてですね、消防からの命令に基づいて消防職員は動いている。従いまして、業務、本来の業務でありますので、業務中の災害については公務災害補償が行われますけれども、これは消防業務の範囲として、この公務災害補償の適用の範囲だと、その様な取扱いの中で確認をさせていただいている、その様に考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 だから最初に言ったんですけども、消防署は厚岸町の下請けなんですかということをおっしゃってもらったんです。厚岸町と同じ機構の中で厚岸町の中に消防署があるのなら、今の話でも分かるんでしょうけれども、全然別な組織ですよ。相手は公務員、国家公務員だって同じです、北海道の地方公務員だって同じですから。そういった中で、なぜ消防にだけその様にするのかというのが、よく分からないんですよ。ちゃんと協定なり、業務の委託なりやった中で、費用負担なりをもっと明確にすべきではないですか。そして、危険負担といったものについても。あくまでも、どちら側が命令を出しているのか、命令を出すのがどちら側なのか、そしてそれを受けてどの様に動くのかというものをですね、もっと明確にするべきなのではないかと私は思うんですけども、この点についてはどうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） これまでも、先日の台風18号の際も、実際に消防に出動をして

いただいております。これは先ほど総務課長がお答えをしたとおり、消防に直接依頼がある場合、または町のほうに依頼がある場合、それぞれございます。その中で、消防業務として地域防災計画、これは厚岸町全体のものでございます。その中で、総務課長がお答えをしておりますけれども、業務のそれぞれの役割分担というものを決めさせていただいているといった中で、厚岸町からの命令だとか、厚岸町の下請けだとかの問題ではなく、その町民の財産保護、そういった意味で、お互いの中で協力をし合いながら、その対策を講じているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀議員 そこら辺が、地域防災計画は厚岸町が作っているわけですよね。そこに消防を組み入れてという話で、消防にきたからといって、消防が自己判断で自らがやらなければならないという様な、そこまで決められるんですかと私は思いたいんですよ、逆に。あくまでも主は厚岸町であって、そこからお願いするのが厚岸消防署であり、国であり、北海道でありというところですね、また、警察署なり、国などの機関なりに対してお願いをするのでなければいけないと思うのですよ。なぜ、厚岸消防署だけが厚岸町と並んで、本来厚岸町がやらなければならないものを消防がやる様にしなならないのか。

消防が、先ほど言っていた様に、台風18号の時に、受けて、自らが動いたと言いますが、本来は厚岸町に報告して、厚岸町から依頼を受けるかたちにしなければいけないと私は思うんですよ。そこら辺が、どうも非常備消防が、消防団員ですね、消防団員にお願いをして、例えば出動をしてもらってやるというものの業務、それがですね、いつの間にか常備消防にまで延びてしまっているというふうに私は思うのですよ。もっと団と署というものを分けて考えないとならないと私は思うんですよ。そういった中ではですね、ここら辺の災害対策の対応については、今一度きちんと整理する必要があるというふうに私は思うのですけれども、如何でしょうか。

因みに私は、釧路東部消防組合で監査もやっているんで、監査の意見としてもですね、消防の業務としての範囲というものを、明確化というものを指摘させていただいております。そういった中では、依頼するほうの町側としても明確化、業務の分担の明確化と言うか、主格をはっきりさせる検討というものを進めていただきたいと思いますのですが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） お答えが繰り返しになるかもしれませんが、地域防災計画に掲載はされておりますけれども、防災会議、厚岸町防災会議というものがございます。その中での構成員として、厚岸町、または消防機関としては釧路東部消防組合、それに加えて厚岸消防署という位置付けになっております。その中で、それぞれの処理すべき事務・業務というものが定められておまして、その中で理解をしていただいて、釧路東部消防組合、消防署として、そういった対策を行っていただいていると。また、先日の直接消防署にあった住民からの依頼につきましても、あくまでも町のほうに報告

があって、さらに、その中で危険性がある程度抑えられる中で対応をしてくださいといった依頼をしていると、自ら消防が直接ですね、町民からの依頼があったからといって行動をとるものではないと。あくまでもお互いの、双方の連絡の中で、そういった対策を講じているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「検討をすべきだということへの返答がない。」の声あり）

- 副町長（會田副町長） 答弁漏れがあった様ですがけれども、これは永らくこの地域防災計画における防災会議の業務分担として行っているものでございますので、改めて明確性、これ以上の明確になるものかどうかにつきましては検討させていただきますけれども、今のところはこのかたちで行っていきたいと考えております。

- 委員長（大野委員） よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

- 委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

- 委員長（大野委員長） なければ、次へ進みます。
251ページ、9款 教育費、1項 教育総務費。
4番 石澤委員。

- 石澤委員 255ページです。外国青年招致のところなんですけれども、来年4月から英語教育が始まってきますが、そういった場合に、この青年達がどういったかたちでその教育に携わっていくのか、それから、この方達の人数がこのままなのか増やすのか、その辺がどういったふうになっているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 石澤委員、ここは決算なので、来年度の話は新年度予算でやっていただきたいのですけれど。

- 石澤委員 今の状態がどうなのか、それだけ教えてください。

- 委員長（大野委員） 指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） 今年度、28年度のALT、外国語のアシスタントとして厚岸町で採用しております二人の先生方の状況について、説明させていただきます。

現在ですね、この8月からですね、新しく2名、こちらのほうに来ていただいております。既に業務に就いているところがあります。1名は完全に小学校の担当、もう1

名は中学校の担当ということで、現在厚岸町は、小学校4校、中学校4校それぞれありますので、そちらのほうに勤務先を持って活動していただいているところがあります。

それで現在ですね、小学校においては5年生と6年生に外国語活動という学習が、大体週に1時間程度ずつ行われております。これを町内の小学校4校、真龍小学校におきましては2クラスずつある学年もあるものですから、真小につきましては週あたり2回の派遣、それ以外の学校については1回ずつで対応しているところがあります。

中学校におきましては1名の担当の英語の先生が行っておりまして、4校全てですね、1日の日程で全ての部分を消化出来る様な状況にはなっております。ただし、真龍中学校が学年2クラスずつあるものですから、週あたり2回の派遣日を設定して対応しているところがあります。

(「わかりました。」の声あり)

●委員長（大野委員） 他この項ございますか。

8番、南谷委員。

●南谷委員 9款・1項・2目 事務局費、254ページです。訴訟事務3,885万5,000円で、13節 委託料ですか1,154万2,000円、その下の22節2,731万3,000円、これだけ計上になっているんですけども、これでお伺いをさせていただきます。

この関係につきましては、本年の2月21日、議員協議会において粗々説明を受けたところでございます。更には3月の第1回定例会におきまして、教育長の教育行政報告を受けております。本件は平成18年2月に事件が発生しまして、以来、今日まで11年の歳月をかけ結審に至っておるわけでございます。二度とあってはならない事件であります。この事件を受けてですね、その後、町の対応、教育委員会の考え方と教諭への指導体制などはどうなったのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋敏晴課長） この事件につきましては、平成18年の2月に発覚したものであります。この事件が発覚した後ですけども、その後、各学校へは個人情報을考慮しながら、その概要をお知らせをして、再び事件が起きない様な対応をとっております。

一つ目としては、不祥事が発生した場合、本人の責任が問われるだけではなくて、児童生徒や保護者・地域から学校教育に対する信頼を失うことになることから、不祥事を我が事として自覚する様に教職員に対しては服務規律の遵守を指導しております。

二つ目としましては、学校で起きた問題、特に児童生徒に関することにつきましては、速やかに教育委員会に報告をして、学校だけの判断で終らせることのない様にしております。現在の取り組みであります、現在ですけども、世間一般でも不祥事防止のための取り組みが進められております。特に教職員ですけども、児童生徒の教育に直接携わるため高い倫理観が求められております。このことから教職員の研修の一環としまして校内研修、あるいは自己研鑽、自己研修などの中で教職員の不祥事防止についても研修の

テーマにしております。また、職員会議や朝の会の打合せなど話し合いの場でも、この問題については取組みを進めております。学校によりましては校長先生が各教職員に對しまして、色々な考え方を話して、気を付ける様にとという指導もしております。

二点目の教育委員会としてはどう考えているのかということでもありますけれども、教育委員会としては学校から報告を受けなければ、学校で今何が起きているのか分からない状況もありますので、対応が出来ない部分もあります。学校からの報告・相談を速やかに受ける様な体制作りを、作り出す責任があると考えております。このことにつきましては、現在対応しております。問題が発生した場合、また、問題が予見出来る場合は、学校と情報を共有して適正に対応したいと考えております。

本事件ですけれども、教育委員会としても、学校からの報告が遅かったということを残念に思っておりますし、その責任は感じております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 凄い答弁だなとびっくりしました。本当にあってはならないことだし、この11年間、個人情報の問題もある、それから裁判中で、教育委員会から議会のほうに時折、中間報告は成されたんですけれども、なかなか見えにくい部分があつて、今日に至っております。正直、議員としても、厚岸町の教育行政への信頼を失墜させる事件だったなと反省をしております。二度とないように、今後も、今、管理課長から説明がありました。繰り返してこういうことは、教員への指導、教育長の指導というものが私は大事だと思しますので、二度とあってはならないことなので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 本事件は、学校教育の根幹にあるべき教師と生徒の信頼関係、あるいは学校と保護者の信頼関係、これを著しく傷跡を残したと言わざるを得ないと認識を持っております。この様な事件を未然に防ぐことが出来なかったことについては、大変残念に思っております。法の間では、町の不法行為責任というのは認められなかったわけですが、教育委員会といたしましては、今後二度とこの様な事件を起さないよう、より一層の責任と緊張感を持って、サービスの監督に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（「はい、いいです。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他にこの項ございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。2項 小学校費。

4 番 石澤委員。

- 石澤委員 265ページの教育用携帯型情報端末整備事業というのがあるんですが、これはどういうふうになってますか。色んな使い方とか、その効果とか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋敏晴課長） 教育用携帯型情報端末整備事業でありますけれども、これについては、太田小学校にタブレットを5台投入しております。現在、ICT教育の求められている部分で、この太田小学校でどういうことが出来るか、どういう有効性があるかということで、検証を28年・29年と2カ年をかけて今やっているところであります。中身につきましては、小学校・中学校それぞれ教科が違いますから、当然使い方も違ってきております。今やってですね、各学校から検証結果が出てきております。教育委員会としては、それを分析しているところであります。学校からの話では、タブレットの有効性、これらも報告されております。それと、使っていてこの辺が不便だとか、ここをもう少し充実して欲しいという様な検証結果も出ておりますので、それらを踏まえて検討しているところであります。

（「いいです。」の声あり）

- 委員長（大野委員） 他ございませんか。

8 番 南谷委員。

- 南谷委員 270ページです。良いですかここで。

- 委員長（大野委員） 中学校費に入ってしまう。この項はないですか。

（「すいません。」の声あり）

- 委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

- 委員長（大野委員） なければ進みます。3 項 中学校費。

8 番 南谷委員。

- 南谷委員 270ページです。厚岸中学校、真龍中学校なんでございますが、需用費それぞれ記載があるんですが、金額的にどうのこうのということではございません。まず、厚岸中学校なんですが、流用が、小さな数字なんですが発生しております。ところが、真龍中学校ではないんですよ。これらの要因について、まずお尋ねをさせていただ

きます。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋敏晴課長） まず、厚岸中学校の流用の部分であります。これにつきましては、光熱水費の予算に不足が生じまして流用をかけております。当初3月補正でも見込みましたが、予想以上に電気代がかかったということで、不足を生じたためにこの様なかたちでの流用になっております。真龍中学校につきましては、この真龍中学校の予算から厚岸中学校のほうに流用をかけているという内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 厚岸中学校のほうに真龍中学校から流用を、厚岸中学校の財源を真龍中学校に、逆。真中から厚中に財源が来てるよと。その原因なんだけれども、水道光熱費が大きいんですね。そうすると、その同じ学校なんだけれども、生徒数は違うんですけど、900万と200万なんですよ。この差はなんですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋敏晴課長） 厚岸中学校の光熱水費が994万2,277円、真龍中学校の光熱水費が287万2,125円、この差は何かと説明をいたしますと、厚岸中学校は電気暖房でございます。それで電気代がかかっていると。真龍中学校はボイラーでありますので、光熱水費より燃料費が沢山かかっているという。逆に厚岸中学校は電気暖房ですので、燃料費のほうはかかっていないという様な内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 分かりました。電気のほうが水道光熱費でかかるということだと思ふのですよね。それで、聞いたかったのは流用、監査報告でですね、この流用云々というのはあるんですけど、近年各課がそうなんですけど不用額が非常に小さくなりました。まあ、監査の指摘もあって流用も少なくなってきた。ここで凄い流用があるんですけども、ずっと私なりにこの決算の数字を近年見てきていると、感じるのは、不用額、学校の需用費が一番差が大きかったんですよ。不用額が多く発生していた、正直なところ近年ずっと。今回初めてですね、不用額が小さくなってるんです、過去何年かと比較して。そういう意味では、担当の方、電気料金なり油の料金、非常に不変動である、だからこういう結果に至ったんだろうなというふうに理解をさせていただきました。

本来、トータルで学校の運営費、建物も大きいし、不用額が例年400万とか300万とか貯まっていたのが、今年は流用に至ったと、それもやむを得ない、それくらいシビアに計算をしているのかなと感じました。そういう意味では、むしろこの流用、流用は本当は不味いんでしょうけれども、それだけシビアにきちんと3月の見込みというものをある

程度、真剣に捉えて減ってきたなど。結果的に流用をせざるを得なかったんですが、そういう意味では、こういう流用はなかったことなんで、結果的には流用になってしまったけれども、シビアに不用額を、シビアに検討してきたなど理解をさせていただきました。今後もある程度は不用額が出ない様に、他に流用もやむを得ない場合はしょうがないと思うんですよ。そのくらいシビアに町の財政はしっかり、学校施設は大きいですし、子どもに不便な思いをさせられないという思いがあって、ずっと不用額が大きかったんですけど、今年については逆さまな現象が初めて見られた。結果としてこうなったんでしょうけども、3月の締めを厳しくみたんだなど理解をさせて、今後もしっかり決算に向けての数字を検討していただきたいと思います。如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋敏晴課長） 厚岸中学校のこの流用につきましては、委員仰る様にシビアに見たという評価をいただきましたけれども、実際は不足をしてしまったということで、大変申し訳なく思いますし、確かにシビアに見過ぎて足りなくしてしまったという部分ありますので、今後は若干の不用額はお認めいただいて、流用が出ないようなかたちで適正に予算組をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「はい。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他、この3項ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

5 項 社会教育費、291ページまでです。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 6 項 保健体育費。

12番 佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 302ページ、学校給食費のところの委託料なんですけれども、28年度、伝染病検査、それから微生物の検査、それから衛生管理指導という委託を受けてますけれども、それぞれの検査結果と衛生管理に関して、何か指導されたことがあれば教えてください。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋敏晴課長） この検査につきましては、検査結果で指摘されたケースはございませんでした。

（「はい、わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。11款・1項 公債費

（なし）

●委員長（大野委員） 12款・1項 給与費。

（なし）

●委員長（大野委員） 13款・1項 予備費。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、305ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、306ページから315ページまでは、財産に関する調書です。ございませんか。

3番 堀委員。

●堀委員 財産に関する調書で306・307ページのところでお聞きしたいと思います。年度中増減が土地と建物であるんですけれども、行政財産、普通財産それぞれ、普通財産は水源涵養林だけなのかなと思うんですけれども、もし複数の購入があって増えたというものがあれば教えていただきたい。増減についての内訳を教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 公有財産増減の内容でございます。まず行政財産の内訳で公用

財産と公共用財産、普通財産があるわけでございますけども、公用財産6,045.59、これの内訳でございますが、サッテベツ地区の林道敷地の取得等によって6,045.59増となっております。

学校のマイナス601.01でございますけども、これについては用途変更による減ということで、教委管理課の財産が総務課の所管に、601.01㎡転用したことによる減となっております。

あと、町営住宅741.84㎡でございますけども、これにつきましては、旧教員住宅敷地の用途廃止、741.84㎡の増と。

道路684.69㎡でございますけども、これは床潭末広間道路整備事業による用地取得による増。あと、奔渡5丁目、寄付による民地、寄附採納による増。更には、町有地を町道認定した用途変更による増などが684.69㎡の内訳となっております。

また、普通財産の山林92,141㎡でございますが、これについては水源涵養林用地取得による増ということです。

あとは宅地784.03㎡につきましては、所管替えによる増ということで、旧教員住宅敷地の計上ということで面積が増えているということです。

一番下、その他126.00㎡については、売払による減、場所は筑紫恋34番8の面積126㎡の内容となっております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 なかなか説明が足りなくて困ったんですけども、まず公用財産のサッテベツの林道については取り敢えず良いんですが、公共用財産の学校601.01㎡を用途変更したという、どこの学校の敷地を用途変更したのか教えていただきたいと思います。

また、町営住宅については教員住宅の用途廃止という説明をされていたが、用途廃止をしたなら減ってしまうと思うんですが、ここでは増となって741.84となってるんで、これはいったいどういうことなのか、もう一度説明をして頂きたいと思います。

また、普通財産の宅地が784.03増えているんですが、これは所管替えということなんですが、何から所管替えをして、どこが減って、この宅地が784.03の普通財産になったのかという説明をしていただきたいと思います。

また、建物のほうも年度中増減があるので、これについても説明をお願いいたします。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後1時52分休憩

午後2時01分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

建設課長。

●建設課長（水上課長） 大変貴重な時間、申し訳ございませんでした。

三点、質問がなされました。はじめに、学校のマイナス601.01、この場所でございますけれども、太田中学校グラウンドの脇にあった教員住宅の敷地でございますけれども、教員住宅を今度は防災備蓄倉庫として転用ということで、学校から601.01、これを面積減としまして、その他の施設、公有財産にしたというものでございます。

次に、町営住宅741.84につきましては、今回、財産台帳の中身を精査いたしました。場所でございますけれども、奔渡公住の駐車場。これについては用途廃止による増ということで、741.84・・・。

すみません、ちょっと説明不足で。元教員住宅が建っていた場所でございますが、これが現在は更地になったことから、公用財産のその他の施設から741.84を町営住宅のほうに持ってきたという内容のものでございます。

最後になります、普通財産の784.03でございますが、これは現在は使用していないのにも拘わらず、用途廃止したままの教育財産であったため、今回見直しを行い普通財産784.03増とした内容でございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 財産台帳は何千筆もあるので、年度内に動く量というのも、調整なども色々あるので大変だとは思いますが、異動の状況というものが、すぐに町民の方にも知らせられる様にはしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その上で、町営住宅のところで、奔渡の旧教員住宅で壊して更地になっている所という、確か漁村センター付、奔渡の公園付の場所だったかと理解出来るんですが、あそこは昔教員住宅が建っていたはずなんで、それを町営住宅に入れる意味というのは何かあるのでしょうか。この面積を増やした中で・・・、財産台帳からはちょっと外れてしまうんですが、折角ここで面積の増というものが出たんで、もしそういう様なものがあればお聞かせを願いたいと思うんですが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 場所については、堀委員の言われたとおりの場所でございます。どうして町営住宅に持ってきたかという事でございますが、現実に、現地において入居者の駐車場になっている実態があったものですから、これを町営住宅の敷地に入れたという内容のものでございます。

（「はい、わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。なければ、総体的にございませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第1号 平成28年度厚岸町一般会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時09分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。

認定第2号からは、款で審査いたします。「認定第2号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

320ページをお開きください。事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 国民健康保険税

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 款 分担金及び負担金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4 款 国庫支出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5 款 療養給付費等交付金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6 款 前期高齢者交付金、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 7 款 道支出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 9 款 共同事業交付金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 10 款 繰入金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 12 款 諸収入、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、328ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費

(なし)

- 委員長（大野委員） 2 款 保険給付費、336ページまでです。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 款 後期高齢者支援金等。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4 款 前期高齢者納付金等。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5 款 老人保健拠出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6 款 介護納付金、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 7 款 共同事業拠出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 8 款 保健事業費。

（なし）

●委員長（大野委員） 9 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 11 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 348 ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第 2 号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第 3 号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

353ページをお開きください。

事項別明細書の歳入から進めてまいります。

2 款 使用料及び手数料

(なし)

●委員長（大野委員） 4 款 道支出金。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 款 繰入金、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 6 款 繰越金。

(なし)

●委員長（大野委員） 7 款 諸収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 8 款 町債、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、355ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費

(なし)

●委員長（大野委員） 2 款 水道費。

3 番、堀委員。

●堀委員 359ページ、太田・片無去地区地下水調査事業が行われたんですけれども、この結果について教えていただきたいんですけれども。

●委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 将来の太田・片無去地区の水道施設の再編更新に向けて、この年度に水源を地下水としたいと、今、片無去地区と太田地区の一部は河川、川の浄流水を利用してまして、非常に水質の変動が大きくて処理が大変だということで、将来的に地下水を水源にして、手のかからない、維持管理費のかからない水道に更新をしたいということで、道営事業で展開するために水源調査を行ったものです。

結果としては、水量的には目標値にほぼ達したのですが、残念ながら水質が一項目だけ、具体的に言うとマンガンの数値だけが基準値の1.2倍とか1.3倍ということで、時間をおいて再度調査しても、やはり大きく変わることがなく、このままでは使用することが出来ないということで、結果としてはそういう内容になって、引き続き今年度も水源調査を続けている状況にあります。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、マンガンが検出されて去年の段階では飲用に向かない、ただ、水量的にはあるといった中では、除去する様な施設を付けた場合には営業に向けられるのかなと思うんですけども、マンガンだけを除去する様な施設というのは、施設的にはないものなんでしょうか。それともマンガンが検出されたこの井戸は、全然諦めるんだということになるんでしょうか。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） マンガンを除去する水処理の方法はございます。マンガン砂というマンガンを吸着する砂濾過装置を付けることで、吸着処理をする処理をすることが可能ということにはなっています。取水した水に塩素を加えてマンガン砂という砂濾過装置を通すと、マンガンがマンガン砂に吸着されて処理が出来るということにはなるんですけども、その場合は、そのマンガン砂を持った濾過装置の設備が必要ということになりますので、当初目標としていたのが、今の太田地区の様に地下水をそのまま滅菌処理、塩素で処理して給水するというのが、一番シンプルで費用のかからない方法ということですので、最終的に目指すのはその処理方法でやろうということで、現在もそれを満たす水源を探しているという状況です。

今言った様に、マンガンの値がべらぼうに高いというわけでもなくて、基準値の1.2倍とか1.3倍ですから、単独では確かに基準値を超えますけれども、マンガン値の低い、良い水源が見つければ、混合して、ミックスして全体で基準値が下がればそれは使用可能ですから、そういう方向も一つの手だろうということで、今現在、今年度については既存の太田地区、非常に水質が良いと言われている太田地区の取水の付近が確実性が高いということで、その付近の水脈調査を続けているという状況で、方法としては処理の方法がないわけではないが、長い目で見て維持管理のかかる施設は持ちたくない、多少取水管が長くなったにしても、トータルで維持管理費が安く済むのであれば、その方法に越したことはないという考えで、今年度もそういう調査を続けているということで

ございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 大体は分かったんですけれども、ただ、今掘る所でも確実性はないわけですよ。では、今年が駄目で、また来年ももう一つ掘ってやってみようと、どんどんやっても同じだった時には、どこかで決めなければならないのでしょうけれども、そういった中で地下水調査、あと何年くらい同じ水質といった中で、もしかしたら他の井戸で違う物が出てくるというものだってあるでしょうから、そういった中で今現在調査している井戸というものが、いつになったら営業に乗せられるのか、その見込みというものはあるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今年度追加の調査、これは実際に井戸を掘って水質を調べるわけにはいきませんので、可能性のある箇所を調べて、最終的にはほぼ同等の費用、1,000万程度の費用をかけて水量と水質を確認して決定するという運びになるんですが、水脈がこの辺にあるということは探査をすると出てくるんですが、水質・水量については実際に井戸を掘らなければ最終的な結果は分かりません。もう一本掘れば大丈夫だとは確かに言い切れないということになります、ではもう一本もう一本という様にはなりませんので、確実性の高いところで再度やった結果をもって、マンガン処理をして満たすのかという方向を最終的に決めなければ、ここの地区の更新整備の関係は北海道の計画ともリンクしますので、そんなに後ろに引っ張るわけにもいかないという事情がありまして、まだ決定ではないんですが来年度ぜひ予算が認められれば、その方向でやっていきたいと考えております。

（「はい、わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

4款 公債費

（なし）

●委員長（大野委員） 5款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 363ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第3号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第4号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

368ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 分担金及び負担金

（なし）

●委員長（大野委員） 2 款 使用料及び手数料。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款 国庫支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 5 款 繰入金。

（なし）

●委員長（大野委員） 6 款 諸収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 7 款 町債、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、372ページ、歳出に入ります。
1 款 下水道費。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款 公債費。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 382ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第4号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 次に、「認定第5号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

387ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 保険料

(なし)

- 委員長（大野委員） 2 款 サービス収入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 款 分担金及び負担金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4 款 国庫支出金、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5 款 支払基金交付金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6 款 道支出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 7 款 財産収入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 8 款 繰入金。

(なし)

●委員長（大野委員） 9 款 繰越金。

（なし）

●委員長（大野委員） 10 款 諸収入、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、393ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費

（なし）

●委員長（大野委員） 2 款 保険給付費。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款 地域支援事業費。

（なし）

●委員長（大野委員） 5 款 介護給付費 準備基金費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 7 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 8 款 サービス事業費。

（なし）

●委員長（大野委員） 9 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 411ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第5号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第6号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

416ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 後期高齢者医療保険料。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款 繰入金。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款 繰越金。

（なし）

●委員長（大野委員） 5 款 諸収入、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 418ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費

（なし）

●委員長（大野委員） 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 422ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第 6 号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第 7 号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特

別会計 歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

427ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 サービス収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 8 款 繰越金。

(なし)

●委員長（大野委員） 9 款 諸収入、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、429ページ、歳出に入ります。

1 款 サービス事業費。

8 番 南谷委員。

●南谷委員 432ページ、1 款・1 項・1 目・19節ですか、支出額が2,000万。前年がここま
でいってないんですよ、確か1,400万位だったと思うんですよ。負担割合が町立病院
のほうに支出すると思うんですけども、この内容が大きく変わってますが、この内容
について説明を求めます。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 介護老人保健施設、平成24年の事業開始からですね5年目
を迎えるということで、当初予算の中で負担の割合を見直してございます。当初予算説
明の中でも行っておりますけれども、運営の状況が18人から19人程度の中で1日当たり
ということで、安定をみてきたというところでですね、その係わる人件費について、今
までは本給だけということでしたけれども、手当も含めた中でその割合負担、時間です
とか人区ですとか、そういった割合を掛けた中で見直しを行って、今後それでいくとい
うことで、今回全体としては610万円ほど増額してありますが、主に給与費の、その見直し
によつての増ということでございます。

●委員長（大野委員） 8 番、南谷委員。

●南谷委員 内容については切替の年で、当初予算でもその話はされていたんですけど
も、主に人件費だと。18から19人になるということは対象人数が18とか、入院数が、患

者さんが18から19なんですか、どっちなんでしょう。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 入所者数によって割合が変わるわけではありません。入所者数が安定して、収支のバランスが落ち着いてきたというところで、病院からそこに携わる看護師とか医師とか、そちらの分の給与費の割合を少し老健のほうでみた、少し多めにみたという見直しを行った中で、運営も行っていけるだろうということで、5年目を機会に増額をみたということでございます。ですから、利用者数に関係なくということではありますけれども、18人から19人の平均の利用者が安定してきたというところで、収支のバランスが、この5年間で見通せるようになったということで、見直しを行ったということでございます。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、2款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 433ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第7号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第8号 平成28年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

決算書の9ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

収入、第1款 水道事業収益

8番 南谷委員。

●南谷委員 委員長、第1款 水道事業収益なのですが、総体収支について質問・質疑をさせていただきたいので、支出も含めてやりたい、一番最後でよろしいですか。ここでやったほうがよろしいですか。

●委員長（大野委員） 総体的でやりますか。

（「はい。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

第1款 水道事業費用。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、10ページ、資本的収入及び支出に入ります。

収入、第1款 資本的収入。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

第1款 資本的支出。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

(なし)

- 委員長（大野委員） 次に、たな卸資産購入限度額です。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上でたな卸資産購入限度額を終わります。

- 委員長（大野委員） 1 ページに戻り、8 ページまでは、事業報告書です。

(なし)

- 委員長（大野委員） 11ページから18ページまでは、財務諸表です。

(なし)

- 委員長（大野委員） 19ページから24ページまでは、附属明細書です。

(なし)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。
8 番、南谷委員。

- 南谷委員 総体収支について、お尋ねをさせていただきます。

平成28年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書、大変良い資料を頂きましたので、これに基づいて質問をさせていただきます。平成28年度の決算の概要でございますが、監査資料の結びで「薬品代等の経費節減につながり云々」と細かく決算の状況について記載がなされております。さすが監査事務局だなど、代監の指示なのかなと感服をしておったところでございます。

その上でお尋ねをさせていただきますが、長期計画、本年度は料金改定、長期計画の最終年、28年は節目の年でございました。平成28年度当初予算では601万6,000円の純損失、赤字の予算計上でございました。これには僕も驚いたところでございますが、3月の補正、決算見込みの段階では、およそ690万円位の赤字を見込んでいたと伺っております。ところが、平成28年度の当年度純利益、マイナス60万8,000円に圧縮されていると。3月時点でみていたよりも大きく赤字が、赤字は赤字で初めての赤字なんです、

圧縮となっております。まず、この要因なんですけれども、収入それから支出、どうなっているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 最終的な損益が60万8,005円の純損失、赤字という結果にはなりましたが、監査の意見書でも指摘されている様に、当初では予算の段階で601万8,000円の赤字を見込んだ予算となっていました。3月の最終決算見込みということになります。この段階でも692万8,000円の赤字を見込んでおりました。それがご覧のとおり、結果としては60万8,005円の赤字と、かなり赤字が圧縮された結果になりました。これについては、まず収入、大きな柱の水道料金、給水収益について全体では3月の決算見込みと比較しますと228万2,750円の増、水道料金が増えたという中身になります。主に家事用では51万4,000円位なんです。業務用では160万、臨時用でもその程度の収益増という結果になりました。水道事業収益、収入全体でみますと、236万3,000円程予定よりも収益が多かったという結果になりました。これは産業活動と言いますか、宿泊施設や色々な工場の稼働が非常に堅調であったためではないかと考えております。

一方、支出のほうですけれども、全体では392万1,000円程減という結果になりました。この大きなものとしましては、水処理用の薬品が約217万円、電気料が31万円程、その他色々な費用の節減でこの金額になったということで、収益が予想以上に多かった。それから薬品代・電気料が予想以上に抑制出来た結果、かなり圧縮出来たという結果になります。さらにその要因となりますと、決算審査の意見書にあるとおり、例年3月の雪解け時期、融雪季の水質が例年になく良好だったために、水処理薬品の費用がかなり抑えられたということがあります。水道事業の努力の結果というよりは、外的な要因で、結果として費用の抑制が出来て、その結果この様な赤字ではありますが、かなり圧縮された赤字という結果になったということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、収入のほうでは産業面の活動と言うんですか、加工場とか色々な産業の関係で水を使っていた。また一方では、電気料と春先の雨が少ないことで薬品代が抑えられたということによって、結果として、こういう大きな数字の差になったと理解をさせていただきました。

その上でお尋ねをするんですが、純損失60万8,005円の処理なんです、おそらく未処分利益で処理されると推測したんですが、この会計ですと、他の特会と違って処理の方法が載っていないんですね。貸借対照表には記載されているんですけれども、この60万8,000円の処理は平成28年度末、どの様な処理をされるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 決算書の12ページをご覧願いたいと思います。平成28年度厚岸

町水道事業剰余金計算書というのがございます。その中、右側に利益剰余金という項目があるかと思います。この利益剰余金という項目の中の未処分利益剰余金というのが、前年度末が2,941万5,430円となっています。真ん中くらいの当年度変動額というのがマイナス60万8,005円、今回の赤字の分が計上されております。会計処理上は、未処分利益剰余金、これはこの間の黒字になった分を確保していた資金になります。ここから当年度変動額ということで、その赤字の分を差引くという処理をします。この処理については、地方公営企業法第32条の2の規定で「欠損を生じた場合において前年度から繰越した利益があるときは、その利益をもって欠損金をうめなければならない」という地方公営企業法の会計処理の規定に基づいた処理ということになります。結果としては、この5年間で見ますと60万8,005円の赤字は出しましたけれども、この間の利益を積立てた分で、この分は十分吸収出来ると、プラスの状態を持って今年度引き継いでいるということでございます。

(「いいです。」の声あり)

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第8号 平成28年度厚岸町水道事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第9号 平成28年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

決算書の7ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

収入、第1款 病院事業収益、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

第1款 病院事業費用。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、8ページ、資本的収入及び支出に入ります。
収入、第1款 資本的収入。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。
第1款 資本的支出、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、たな卸資産購入限度額です。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上でたな卸資産購入限度額を終わります。

●委員長（大野委員） 1ページに戻り、6ページまでは事業報告書です。

(なし)

●委員長（大野委員） 9ページから15ページまでは、財務諸表です。

(なし)

●委員長（大野委員） 16ページから21ページまでは、附属明細書です。

(なし)

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第9号 平成28年度厚岸町病院事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 以上で、平成28年度各会計決算審査特別委員会に付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

- 委員長（大野委員） よって、平成28年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年10月17日

平成28年度各会計決算審査特別委員会

委員長